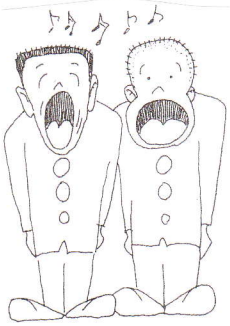

全国から300名もの方が参加された大会でした。三重ということで「四日市公害」を取り上げて頂きました。夜の講座ということもありましたが参加されたのは40名程。エールを頂いたり、スモンの患者だと言われる方が70年代の四日市の闘いが私たちに勇気をくれたのを今お礼を申し上げたいと言って下さり感激しました。

三重学(1)

四日市公害を考える

磯津環境学校 萩森 繁樹
元県会議員 萩原 量吉
担当団体 三重県実行委員会

35

1972年7月24日、四日市コンビナート大企業による大気汚染を告発した四日市公害裁判は、公害患者の全面的な勝利判決を勝ち取りました。今年で41年目になります。

この判決は①被告6社の共同不法行為を全面的に認め②工場の排出する有毒ガスと患者の健康被害の因果関係の立証に 疫学を採用し③もし、各企業に責任がないというならそのことを自ら立証せよと挙証責任を企業側に負わせるという画期的なものでした。

さらに、工場の立地選定の過失を認め大企業の利益第一主義、人命軽視をも厳しく断罪しました。

この判決をテコにして、公害患者の会や四日市公害訴訟を支持する会などが企業への立ち入り調査権を勝ち取り、国県市の公害行政を大きく改善させてきました。

これまでの公害の規制は「濃度規制」で、煙突を高くしたり、水で薄めたりどれだけでも排出可能でしたが、有害ガスの排出や汚染物質の排水を絶対量で規制する「総量規制」を導入させることや、工場立地の届出制から許可制に変えさせるなど大きく前進しました。

しかし、企業側等からの巻き返しも激しく、窒素酸化物の環境基準が2～3倍に緩められ、さらに公害健康被害補償法の指定地域を解除するなど「四日市公害はもうなくなった」のキャンペーンは市政全般や教育現場などで執拗に繰り返されてきました。

ところが今なお公害患者（認定患者420人と新たな患者）の苦しみは続いており、ダイオキシンなど新たな公害や汚染物質など引き続き監視と調査が強く求められています。また、四日市市内で全国最大の産業廃棄物の不法投棄が抜本的対策もとられないまま存在し、コンビナート被告企業の中でも、三菱化学の排水記録データ改ざん、石原産業の有害ガス製造無届けや「フェロシルト」という産業廃棄物のリサイクル偽装事件などが引き起こされています。

それなのに県は「四日市公害防止計画」の新たな策定はせず、コンビナート夜景ツアー「工場萌え」など患者の生活や心を踏みにじる公害隠しは相変わらず続いています。東海・東南海地震に備えてのコンビナート防災も進んでいません。

こうした四日市公害の歴史と今を、長く県議をしながら闘ってきた萩原と市内の小中学校で教員として教育実践をしてきた萩森が報告させていただきます。

そして、かつての公害激甚地「磯津(いそず)」の現状や四日市の今から、私たちの課題をご一緒に考えたいと思います。